

山形県の環境

令和5年度版
山形県環境白書



この「山形県の環境」は、山形県環境基本条例に基づく年次報告書である「山形県環境白書」として、令和4年度における環境やエネルギーに関する情報、県の施策の実施状況などについて、特に話題性の高い項目を取り上げ、わかりやすく解説したものです。

はじめに ～山形県環境計画について～

「山形県環境白書」は、山形県環境基本条例に基づく年次報告書として、本県の環境の状況並びに県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等について、取りまとめたものです。

本県では、山形県環境基本条例第10条の規定により、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最も基本となる計画として、「第4次山形県環境計画」を令和3年3月に策定しました。

この計画は、計画期間を策定後10年間とし、目指す将来像、数値目標、6つの施策の柱や各柱の施策の展開方向により構成されています。

山形県環境基本条例

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めなければならない。

～目指す将来像～ 「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」

恵み豊かな環境を
良好な状態で将来
世代に継承

みんなで取り組む
環境負荷の少ない
県土づくり

地球環境保全の
積極的な推進

人と自然との
共生の確保

山形県総合発展計画（県民と共に県づくりを進めるための指針）

第4次山形県環境計画

<6つの施策の柱>

- 1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開
- 2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現
- 3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化
- 4 3Rの推進による循環型社会の構築
- 5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築
- 6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承

＜第4次山形県環境計画の6つの施策の柱＞

計画期間：令和3年4月～令和12年3月

施策の柱1 持続可能な社会をけん引する人づくりと県民総ぐるみによる運動の展開 3頁

- 県民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉えられるよう、意識改革・行動変容を促す県民総ぐるみの新たな県民運動を展開していきます。

施策の柱2 気候変動対策による環境と成長の好循環（グリーン成長）の実現 10頁

- 温室効果ガスの排出削減対策と森林整備による吸収源対策の総合的な気候変動対策に取り組む、グリーン成長の実現を目指します。

施策の柱3 再生可能エネルギーの導入拡大による地域の活性化 14頁

- 自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和や地域との協調のもと、再生可能エネルギーの活用による産業振興と地域課題の解決を図ります。

施策の柱4 3Rの推進による循環型社会の構築 18頁

- 県民、事業者、行政等の協働による3Rを推進し、県内におけるごみの発生量の最小化と資源循環を進めます。

施策の柱5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築 24頁

- 生物多様性がもたらす豊かな恵みを楽しむとともに、本県ならではの環境資産を活用した取り組みにより価値の活性化を図ります。

施策の柱6 良好な大気・水環境の確保と次世代への継承 28頁

- 県民が健康な生活を送ることができるよう、大気や水などの生活環境を保全し、良好な状態で次世代に引き継ぎます。

「第4次山形県環境計画」の策定について（令和3年3月策定）

「第3次山形県環境計画」の計画期間が令和2年度に終期となる10年目を迎えることから、環境計画の完全リニューアルを行い、令和3年3月に「第4次山形県環境計画」を策定しました。

「第4次山形県環境計画」は、「第4次山形県総合発展計画」（令和2年3月策定）を踏まえ、環境分野の基本計画として施策の展開方向を示すものであり、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

環境白書は、山形県ホームページでも御覧いただけます。

《県ホームページ掲載先》

ホーム ⇒ くらし・環境 ⇒ 環境・リサイクル
⇒ 環境教育 ⇒ 山形県の環境白書



《URL》

<https://www.pref.yamagata.jp/050015/kurashi/kankyo/kyoiku/kankyohakusyo/index.html>



～表紙の写真～

「残雪と大山桜」

令和4年度「やまがた百名山」Instagramフォトコンテスト
春の季節賞・年間グランプリ

令和5年度版山形県環境白書
山形県の環境

令和6年3月発行
山形県環境エネルギー部環境企画課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2308
FAX 023-630-2133